

地方独立行政法人りんくう総合医療センター 清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

令和7年1月14日

地方独立行政法人りんくう総合医療センター

地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「病院」という。）は、患者等の利便に資するため令和7年度からの清涼飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を募集します。事業者決定にあたり入札に参加される方は、この募集要項を熟読のうえお申し込みください。

1 自動販売機の設置条件等

自動販売機の設置条件等は下記のとおりとする。

(1) 自動販売機設置にかかる募集物件

物件番号	施設名称 (所在地)	物件名称	貸付面積※	自動販売機使用 可能範囲寸法 (幅×奥行)	最低貸付料 (年額・税 抜額)	契約 期間	自動販売 機形式等
①	地方独立行政法人りんくう総合医療センター (大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23)	病院1階自動販売機コーナー【北側】	1.62 m ²	1.37m×1.0m	事後公表	3年	ユニバーサルデザイン対応型
②		病院1階自動販売機コーナー【南側】	1.62 m ²	1.37m×1.0m	事後公表	3年	ユニバーサルデザイン対応型
③		病院2階玄関横【海側】	1.50 m ²	1.25m×1.0m	事後公表	3年	ユニバーサルデザイン対応型
④		病院2階玄関横【山側】	1.50 m ²	1.25m×1.0m	事後公表	3年	ユニバーサルデザイン対応型
⑤		救命救急センター1階玄関	1.50 m ²	1.25m×1.0m	事後公表	3年	ユニバーサルデザイン対応型

※ 貸付面積には、自動販売機、容器回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

(2) 定期建物貸付契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

(3) 貸付料

落札者（設置事業者）が入札した額に消費税率を乗じた額を1年間の貸付料とする。また、貸付料については1年分を毎年4月に一括で支払うものとする。

(4) その他必要となる経費等の負担

- 1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費、光熱水費等一切の費用は設置事業者の負担とする。
- 2) 自動販売機の稼働に必要な電気料金については、設置事業者の負担により子メーターを設置し、毎月病院から通知した金額を、設置事業者が病院へ納入する。

(5) 販売品目の条件等

1) 容器及び販売品目

- ① 容 器：缶、ビン、ペットボトル、紙等の密閉式容器
- ② 販売品目：水、お茶、コーヒー、紅茶、スポーツドリンク類、炭酸飲料、ジュース類等

2) 販売価格

標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(6) 設置及び維持管理責任等

- 1) 自動販売機は、消費電力が1.5KW以内のものとし、物件番号ごとの設置位置図（別図）に示した場所に、使用可能範囲寸法を超えないものを設置すること。自動販売機を設置するにあたっては、「自動販売機設置自主ガイドライン（日本自動販売協会）」を遵守し、転倒防止対策についても「自動販売機の据付規準（JIS規格）」及び「自動販売機据付規準マニュアル（日本自動販売システム機械工業会）」を遵守した措置を講じるものとする。ただし、原則的には床面へのアンカー止めは不可とする。
- 2) 設置事業者は、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル・紙等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス（ごみ袋付き）を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- 3) 設置事業者は、設置した自動販売機の本体及び付属品が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を病院に請求することができない。
- 4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、販売品目により、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。
- 5) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者自らが直接に行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫の確認や補充管理を適切に行うこと。
- 6) 自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。
- 7) 設置事業者は、設置した各自動販売機の売上数及び売上金額について、月ごとに集計を行い、四半期ごとに自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、病院に報告すること。また、設置事業者は、今後の入札の参考資料として、病院が当該売上数及び売上金額を公表することを承諾すること。
- 8) 病院運営上の理由により、病院が自動販売機の移設を要請した場合、無条件に応じること。

(7) 契約上の制限

契約期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。

- 1) 契約書の条件を遵守し、貸付料などを期限までに確実に納付すること。
- 2) 契約期間中に、入札参加資格要件にかかる許認可等の取り消しを受けていないこと。
- 3) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- 4) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、病院の指示に従うこと。

5) 販売品目は必要な場合、病院と協議を行うものとする。ただし、酒類の販売は行わないこと。

(8) 契約の取り消し

1) 次のいずれかに該当する場合は、契約を取り消す。

- ①貸付物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合
- ②契約の条件に違反する行為があると認める場合
- ③設置事業者が入札参加資格を失った場合
- ④設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑤設置事業者が自己都合により自動販売機の撤去を申し出た場合

2) 上記1)の②から⑤までの場合、既に収めた貸付料を還付しない。また、取り消しにより生じた損失については、その補償を求めることができない。

3) 上記1)の②から⑤までの場合、全ての自動販売機の契約を取り消す。

4) 上記1)の②から⑤までの場合、令和10年3月31日までの病院が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札等に参加することができない。

(9) 原状回復

1) 設置事業者は、契約期間の満了又は契約が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を病院に請求することができないものとする。

2) 設置事業者が、前項の原状回復を履行しないときは、病院がこれを行って、その費用を設置事業者に請求することができるものとする。この場合、設置事業者は何等異議を申し立てることはできないものとする。

2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができる。

(1) 大阪府内で清涼飲料水等の販売をしている者で、泉佐野市内に本店又は支店(営業所、販売所等)(以下「販売拠点」という。)を置いている法人又は個人。

(2) 入札参加申請時から過去1年以上、販売拠点以外において自らが管理運営する自動販売機による販売実績が有る者。(販売拠点の実態確認ができる者に限る。)

(3) 市税について未納の税額がない者。

(4) 次の1)から6)までのいずれにも該当しない者であること。

1) 成年被後見人

2) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

6) 破産者で復権を得ない者

(5) 次の1)から5)までのいずれにも該当しない者(1)から5)までのいずれかに該当する者

であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。) であること。

- 1) 病院との契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物品の品質もしくは数量に関して不正な行為をした者
 - 2) 病院が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - 3) 落札者が病院と契約を締結すること又は病院との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 4) 正当な理由がなく病院との契約を履行しなかった者
 - 5) 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (6) 泉佐野市暴力団排除条例(平成24年泉佐野市条例第28号)第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

3 応募手続き等

(1) 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、入札(郵便入札)により行うものとする。

(2) 入札までのスケジュール

スケジュールは次表のとおり

項目	日程
募集要項の公表	令和7年1月14日(火)
入札参加申請の受付	令和7年1月14日(火)～ 令和7年1月24日(金)午後5時まで
質問受付期間	令和7年1月14日(火)～ 令和7年1月17日(金)正午まで
質問の回答	令和7年1月22日(水) 予定
入札書到達期限	令和7年1月29日(水)午後5時まで(必着)
開札立会参加確認・立会参加申請期限	令和7年1月29日(水)午後5時まで
開札日時	令和7年1月30日(木)午前11時 (受付開始:午前10時50分～)

(3) 応募手続き

1) 募集要項の公表

募集要項は、令和7年1月14日(火)から地方独立行政法人りんくう総合医療センターホームページにおいて公表する。 <http://www.rgmc.izumisano.osaka.jp/>

2) 入札参加申請等

①参加申請書類は、持参又は郵送(返送先の住所・商号(氏名)を記入した入札参加申請書返送用封筒に110円切手貼付のうえ同封し、一般書留又は簡易書留で郵送)によるものとし、他の方法によるものは受け付けない。なお、提出された申請書類は返却しない。

②受付期間

令和7年1月14日（火）～令和7年1月24日（金）午後5時まで（必着）

※持参の場合は、上記期間の午前9時～正午及び午後1時～午後5時まで
（土日を除く）

③提出先又は郵送先

〒598-8577 大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23
地方独立行政法人りんくう総合医療センター事務局会計課契約係宛
（病院隣接：りんくう教育研修棟3階）

④提出書類

提出書類は次表のとおり

名称	書類
入札参加申請書	(様式1)
自動販売機設置（経営）状況報告書	(様式2)
入札使用印鑑届	(様式3) ※代表者印を使用する場合でも提出すること
誓約書	(様式4)
(個人の場合) 住民票（抄本） (法人の場合) 現在事項全部証明書 ※ 令和6年11月以降の証明書	—
市税について未納の税額がない証明 ※ 令和6年11月以降の証明書	泉佐野市税について、法人・個人とも、泉佐野市税務課の発行する「市税について未納の税額がない証明」
営業証明書 ※ 令和6年11月以降の証明書	法人・個人とも、泉佐野市税務課の発行する「営業証明書」（営業していることの届出があったことの証明）

3) 質問の受付及び回答

募集要項に関する質問及び回答は次のとおり行うものとする。

①質問方法

質問受付期間内に件名「地方独立行政法人りんくう総合医療センター清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集」、会社名、質問内容、担当者名、連絡先電話番号、回答返信先（電子メールアドレス又はFAX番号）を記入した質問書（様式自由）に使用印鑑を押印のうえ、電子メール又はFAXで提出すること。

②提出先

大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23
地方独立行政法人りんくう総合医療センター事務局会計課契約係
【電子メールアドレス】 k-keiyaku@rgmc.izumisano.osaka.jp
【FAX番号】 072-469-0081

③回答方法

質問に対する回答は、原則、質問者のみ電子メール又はFAXで回答する。

4 入札（郵送入札）方法等

(1) 入札書（様式6）は、次の各号に掲げる事項に留意して作成すること。

- 1) 入札書（様式6）に記載する金額は、物件番号毎に年額・税抜額（消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）を1枠に1字ずつ記入し、金額の前枠に「¥」、「金」、又は押印による「留印」をつけること。なお、物件番号毎で辞退する物件がある場合は、入札書（様式6）の該当する物件番号毎の金額（年額・税抜額）欄に「辞退」と記載すること。
- 2) 誤記を訂正する際は、誤記部分に二重線を引き、訂正印（使用印鑑）を押印したうえで、正しく書き直すこと。ただし、入札金額欄はいかなる訂正も認めないので、新たな入札書（様式6）を使用すること。

(2) 入札書の提出は、郵送のみとし、次の各号に掲げる事項に留意すること。

※別紙『「入札書提出用封筒」及び「郵便入札郵送用封筒」の記載例』参照

- 1) 郵送は、決められた方法により、令和7年1月29日（水）午後5時（必着）までに地方独立行政法人りんくう総合医療センター事務局会計課契約係に到着するように郵送すること。
- 2) 郵送は、一般書留又は簡易書留によるものとし、持参、宅配便、電子メール又はFAX等によるものは認めない。なお、郵送料は入札参加者の負担とする。
- 3) 入札書（様式6）は、入札書提出用封筒に封入・封印のうえ、開札日、件名、「入札書在中」（朱書）及び入札者の商号又は名称、代表者職・氏名を記入すること。
- 4) 郵便入札郵送用封筒（A4書類が入る封筒）には3)の入札書提出用封筒を同封し、表面には、郵送先（地方独立行政法人りんくう総合医療センター事務局会計課契約係宛）、「入札書在中」と朱書すること。裏面には、差出人の住所、商号又は名称、担当者氏名を記入すること。
- 5) 郵便局窓口で郵送手続きが終了した入札書の撤回、引換え等はできないものとする。

(3) 提出先（郵送先）

〒598-8577 大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23
地方独立行政法人りんくう総合医療センター事務局会計課契約係

5 開札について

(1) 開札立会参加確認及び立会参加申請

「開札立会参加確認及び立会参加申請書」（様式5）に必要事項を記入し、令和7年1月29日（水）午後5時までにはりんくう総合医療センター事務局会計課契約係へFAX送信すること。また、開札立会人は開札当日に使用印鑑を持参し、かつFAX送信した開札立会参加確認及び立会参加申請書（様式5）の本書を持参すること。

【FAX番号】 072-469-0081

(2) 開札日時等

- 1) 開札日時 令和7年1月30日（木）午前11時（受付開始：午前10時50分～）
※開札立会参加確認及び立会参加申請書（様式5）を令和7年1月29日（水）午後5時までにはFAX送信し、開札立会参加者は開札当日に必ず本書を持参すること。
- 2) 開札場所 大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23

(3) 入札参加申請の受付を行った場合でも、書類の不備等により、本案件の開札日において入札に参加する者に必要な要件を充足しない者は、本案件の入札参加資格を取り消す。

(4) 公正な入札の確保

1) 入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めること。また、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

2) 入札参加者は、この募集要項等を熟読し、それらを遵守すること。また、開札立会者は、不穏当な言動等により正常開札の執行を妨げたり、他の開札立会者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる立会者としての態度を保持しなければならない。

3) 入札に際して、談合その他不正行為を行ったと認められる者は、入札に参加することができない。

(5) 開札方法及び落札者決定方法

1) 入札回数は1回とする。ただし、落札者がいない場合は、1回に限り再度入札を行うものとし、直ちに再度入札の方法、日時、入札書到達期限等の詳細を入札参加者に対して電話又はFAX等で連絡するものとする。また、初度の入札で無効又は失格となった者は、再度入札に参加できない。

2) 入札者が1者のみの場合であっても、開札を実施する。

3) 開札室への入室は1入札者につき1名とする。

4) 開札立会者は、入室後私語、携帯電話、スマートフォンの使用を禁止し、休憩等の申出は一切受け付けない。

5) 開札立会者がいない場合は、当該入札事務執行者以外の職員が立会いするものとする。

6) 開札は、開札立会者の面前において全物件を同時に開札し、物件毎に病院が設定する最低貸付料（年額・税抜額）以上の額で、かつ、最高金額を入札した者をそれぞれ落札者として決定する。

7) 各物件に設定されている最低貸付料（年額・税抜額）に満たない入札は無効とする。

8) 同一金額の入札者が2者以上ある場合は、ただちに抽選により決定する。この場合において開札立会者が抽選を行うものとする。なお、開札立会者がいない場合は、当該入札事務執行者以外の職員が抽選を行うものとする。抽選は予備抽選及び本抽選とする。

9) 再度入札の結果不落となった場合は、再度公告入札を行うが、今回の入札参加者は当該再度公告入札に参加できない。

(6) 落札者（設置事業者）等の通知について

開札執行後に落札者名及び落札金額等を口頭、FAX又は電話等で通知する。

(7) 落札者（設置事業者）の決定取り消し

落札した者が正当な理由なく、指定する期日までに契約の手続きをしなかった場合は、落札者が落札した全物件の設置事業者としての決定を取り消す。

(8) 落札者（設置事業者）決定取り消し後の取扱い

上記（7）の場合、その物件番号毎に、有効な入札書の金額が次点であった者を落札者とし、設置事業者として決定する。この場合、前記（5）落札者決定方法を適用する。

(9) 契約の締結

契約日は、原則として開札執行日の翌営業日とする。

- (10) 契約の取り消しにより自動販売機が撤去された場合、その物件の次の自動販売機設置業者の選定については、有効な入札書の金額が次点であった者と協議の上、設置事業者として決定できるものとする。ただし、前記(5)落札者決定方法を適用する。また、設置期間は当該物件入札時の条件を適用する。

6 入札辞退について

入札参加申請受付後に、全物件について入札を辞退する場合、次の方法により入札辞退届(様式7)の本書を提出すること。ただし、開札当日の入札辞退届(様式7)の提出については、開札開始時刻までにりんくう総合医療センター事務局会計課契約係へ持参しなければならない。入札書の到着期限を過ぎかつ開札までに入札辞退届(様式7)の提出がない場合は入札不参加とする。

(1) 郵送による場合

開札日の前日午後5時までに、りんくう総合医療センター事務局会計課契約係に到着するように、封筒の表面に「入札辞退届在中」と朱書のうえ、入札書の郵送方法と同様に郵送すること。

(2) 持参する場合

開札日の前日午後5時までに、りんくう総合医療センター事務局会計課契約係へ入札辞退届(様式7)を提出すること。

7 落札後の事務処理について

落札者(設置事業者)に決定した者は、病院と自動販売機設置方法及び日程等打合せのうえ下記書類を提出し、契約手続きを行うこと。なお、契約手続きに要する一切の費用は設置事業者の負担とする。

(1) 固定資産借受申請書

(2) 設置場所の図面(募集要項の図面を加工するか、会計課より提供を受けること)

(3) 設置する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力のわかるもの)

(4) 販売品目一覧表

8 問合せ先

大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23

地方独立行政法人りんくう総合医療センター事務局会計課契約係

【電話番号】 072-469-3111 (代表)

【FAX番号】 072-469-0081

【HPアドレス】 <http://www.rgmc.izumisano.osaka.jp/>

【電子メールアドレス】 k-keiyaku@rgmc.izumisano.osaka.jp

《参考》

■外来・入院患者数等

	外来	入院
患者数 2023. 4～2024. 3	200, 545 人	121, 245 人
稼働日数	243 日	366 日
1 日平均患者数 (2023. 4～2024. 3)	825 人	331 人

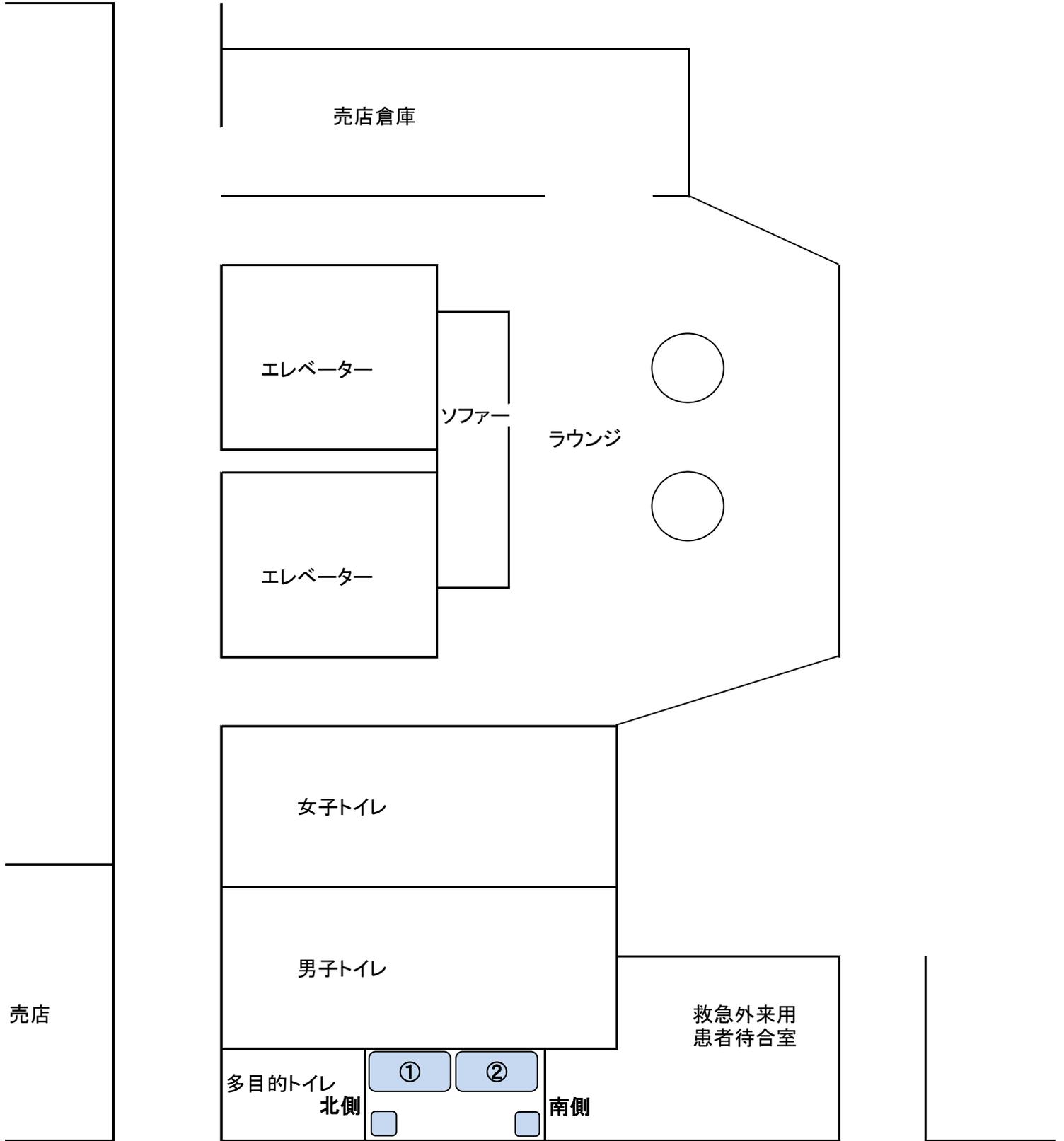
■職員数（令和6年4月1日現在）

約1, 100人（他業務委託事業者従業員有り）

■契約金額実績（令和6年度）

対象物件		貸付料(年額・税抜額)実績
①	病院1階自動販売機コーナー（北側）	410,000円
②	病院1階自動販売機コーナー（南側）	510,000円
③	病院2階玄関（海側）	400,000円
④	病院2階玄関（山側）	445,000円
⑤	救命センター1階玄関	410,000円

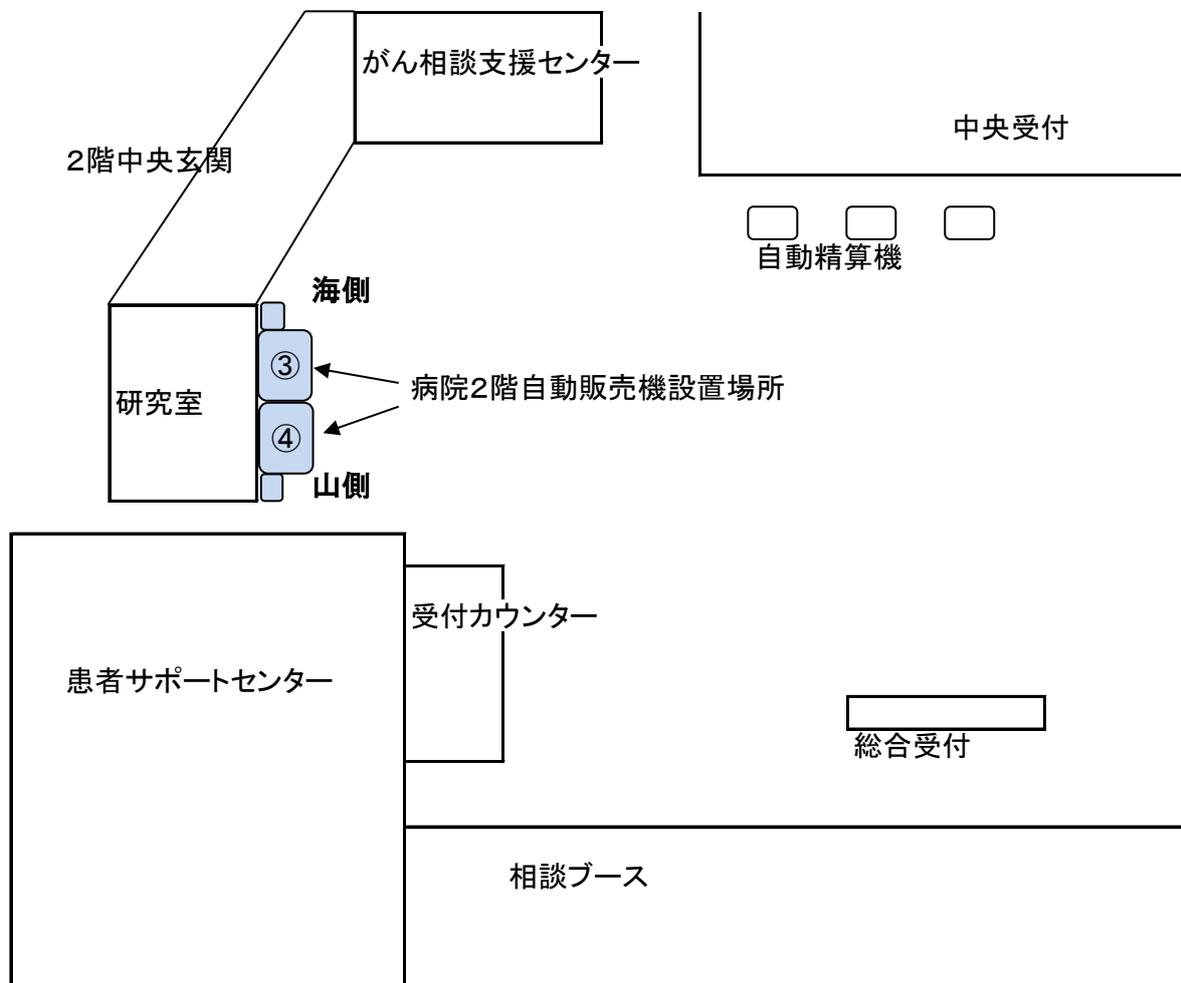
地方独立行政法人りんくう総合医療センター
病院1階自動販売機コーナー 位置図



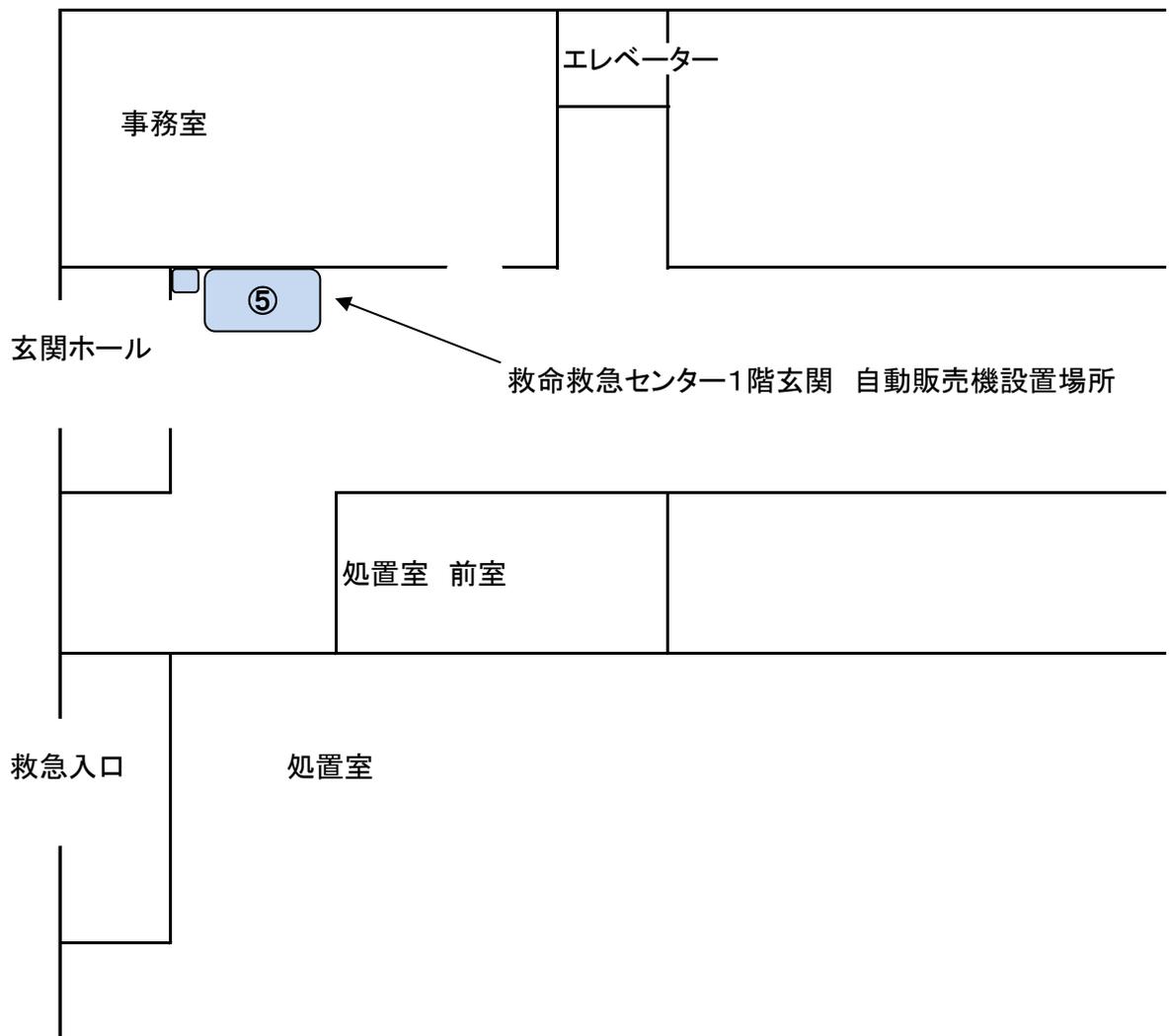
病院1階自動販売機コーナー

1階出入口 →

地方独立行政法人りんくう総合医療センター
病院2階自動販売機設置場所 位置図



地方独立行政法人りんくう総合医療センター
救命救急センター1階玄関 自動販売機設置場所 位置図

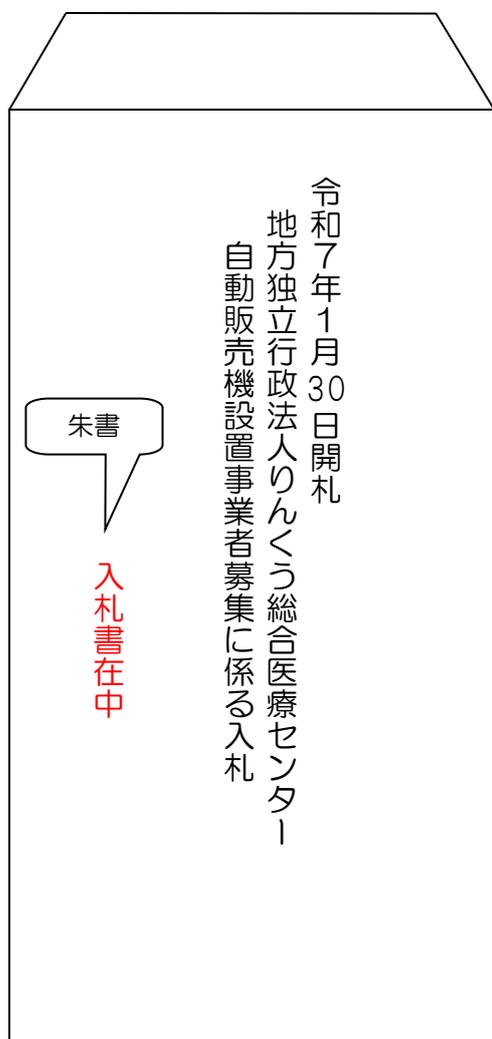


「入札書提出用封筒」及び「郵便入札郵送用封筒」の記載例

①入札書提出用封筒（郵便入札の場合、中封筒）記載例

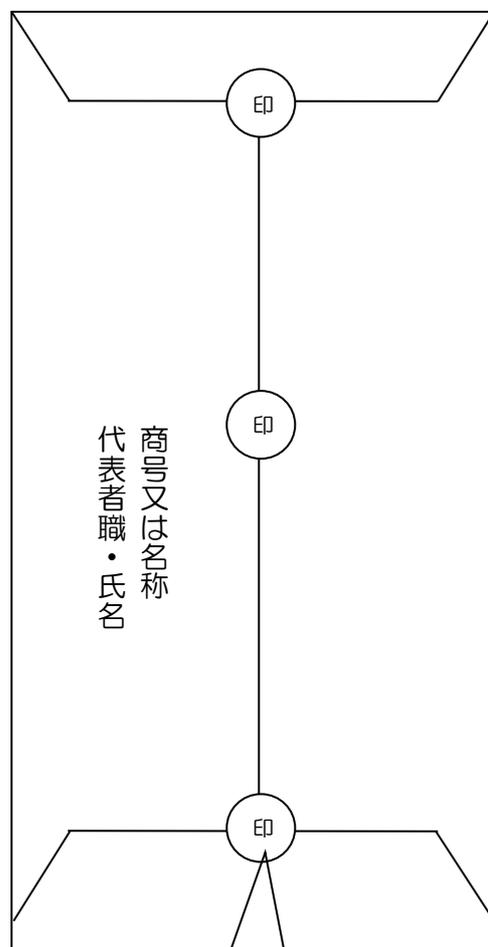
（表）

- ・開札日
- ・件名
- ・入札書在中（朱書）



（裏）

- ・入札者の商号又は名称、代表者職・氏名
- ・張合わせ箇所、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印してください



【封入書類】

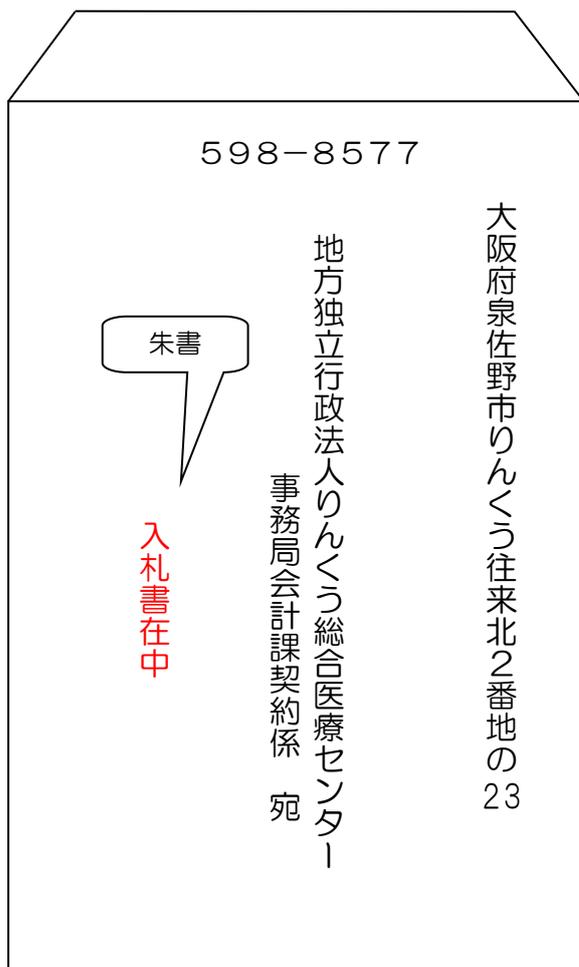
1. 入札書（様式6）

※縦書き横書きどちらでも有効です。

②郵便入札郵送用封筒記載例

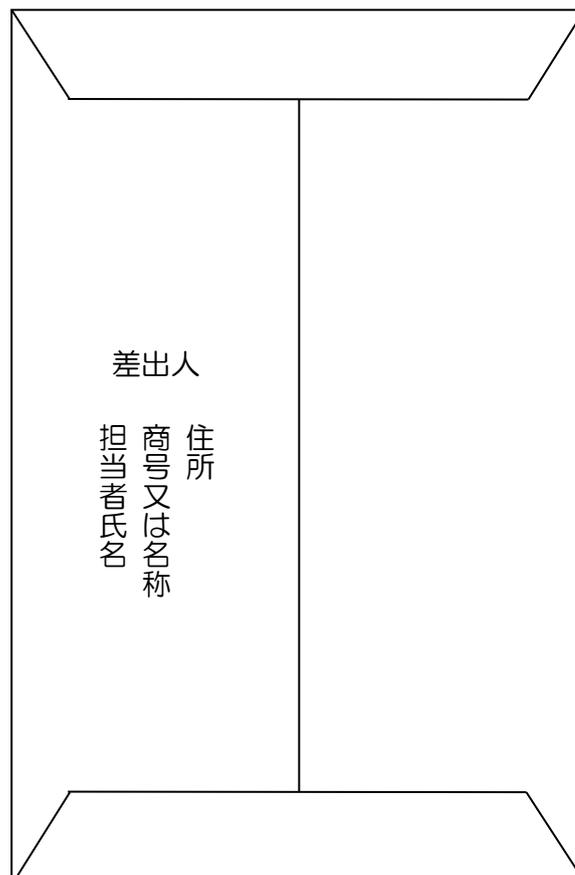
(表)

- 郵送先
- 入札書在中 (朱書)



(裏)

- 差出人の住所、商号又は名称、担当者氏名
- ※郵送用封筒への押印は不要



【封入書類】

1. 入札書等を封入、封印した中封筒 (記載例①入札書提出用封筒)
2. その他必要書類 ※提出書類がある場合

※郵便入札の郵送方法は、一般書留または簡易書留に限ります。

それ以外の方法で提出された郵便入札の入札書は無効となります。

※縦書き横書きどちらでも有効です。